
プロジェクト	実務対応 権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理
項目	第 111 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 111 回実務対応専門委員会（2017 年 11 月 17 日開催）で議論された権利確定条件付きで従業員等に有償で発行される新株予約権の企業における会計処理について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

コメント対応案

2. コメント 27) への対応案については、実務対応報告に特に定めのない事項については、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に従うこととされている旨のみ記載すれば十分ではないか。
3. コメント 28) やコメント 40) への対応案の記載については、本実務対応報告を参考に会計処理を行うことを認めるように読めるため、記載を見直した方が良いのではないか。
4. コメント 51) やコメント 54) への対応案の記載など、仮にストック・会計基準を改正した場合には幅広い関係者に影響を与えるとの記載が見受けられるが、そもそも本実務対応報告の開発は、ストック・オプション会計基準を前提にしており、ストック・オプション会計基準の見直しは行わない方針である旨のみ記載すれば足りるのではないか。
5. コメント 66) への対応案の記載について、会計基準は、基本的には、投資家の意思決定に資するより有用な情報を提供することを目的とする旨の記載があるが、概念フレームワークの討議資料から、ディスクロージャー制度を支える社会規範としての役割などを引用した方が良いのではないか。
6. コメント 66) への対応案の記載について、「基本的には」との表現は、「一般的には」とした方が良いのではないか。
7. コメント 66) への対応案の記載について、「会社法や法人税法との相違について言及することは適切ではない」との表現を行うと、相違の有無について検討し、相違があることを前提とした表現のように読めることを懸念している。

修正案

8. 公開草案から大きな内容の変更が無いことを踏まえると、適用時期については公表日以後の適用でも問題ないように思うが、実務への一定の配慮が必要なのであれば、一定の周知期間を設けることも止むを得ないと考える。
9. 適用時期については、一定の周知期間を設けることで良いと思うが、その場合には早期適用の定めを設けた方が良いのではないか。
10. 従来採用していた会計処理を継続する経過措置を適用する場合の注記について、連結財務諸表で注記を行っている場合の単体財務諸表の取扱いについて、記載を行った方が良いのではないか。
11. 従来採用していた会計処理を継続する経過措置を適用する場合の注記について、会計方針の変更時のみ必要な注記なのか、各事業年度において継続的に必要な注記なのか、明確にした方が良いのではないか。

その他

12. 実務対応報告の名称について、当面の取扱いと実務上の取扱いの使い分けの基準があれば、教えていただきたい。

以 上